

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次 ページ

告 示

○危険薬物の指定…………… (医務薬務課) 1

告 示

北海道告示第438号

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第5条第1項の規定により、次のとおり危険薬物を指定し、平成28年6月23日から施行する。

平成28年6月22日

北海道知事 高橋 はるみ

危険薬物として指定する物

- 1 1 - (3, 4 - ジメトキシフェニル) - 2 - (メチルアミノ) プロパン - 1 - オン及びその塩類
 - 2 1 - ペンチル - N - (キノリン - 8 - イル) - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキサミド及びその塩類
 - 3 エチル = 2 - [1 - (5 - フルオロペンチル) - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキサミド] - 3 - メチルプタノアート及びその塩類
 - 4 メチル = 2 - [1 - (4 - フルオロベンジル) - 1 H - インドール - 3 - カルボキサミド] - 3, 3 - ジメチルプタノアート及びその塩類
-